

小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方について

2026年3月17日

資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい内容

- これまで本WGにおいて、「小売電気事業者の量的な供給力（kWh）の確保」の在り方について、ご議論いただいていた。
- 本日は、これまでの議論を整理した現時点における「とりまとめ案」について、ご議論をいただきたい。

検討事項⑤ 小売電気事業者の責任・役割と規律の在り方

【課題】

- 全面自由化以降、小売電気事業者は大きく増加し、様々なメニューが提供され、DRの活用拡大も進むなど、サービス提供者として需要家のニーズに应运えてきた。一方で、近年、厳しい事業環境の下では、小売電気事業者の退出や料金の高騰が生じるなど、一定の課題も顕在化。

【対応の方向性】

- こうした経緯も踏まえ、市場環境整備と併せて、安定的な事業環境の実現に向けた小売電気事業者の責任・役割とこれを実現するための規律の在り方について検討を行う。

<具体的な検討項目のイメージ>

検討項目例①：小売電気事業者による量的（kWh）な供給能力の確保

- 料金の急激な変動が企業の経済活動や国民生活に影響を与え、料金の大幅な変動は社会的に許容し難い状況にあることが明らかになったことも踏まえ、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から、量的な供給能力（kWh）の確保の在り方について検討する。

検討項目例②：小売電気事業者による安定的な事業実施の確保

- 市場環境が厳しい局面において、小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に一定の負担や混乱が生じたことや、供給実績が確認できない小売電気事業者の一部が犯罪に利用されたことが疑われる事例も生じている。こうしたことを踏まえ、需要家保護を適切に図る観点から、小売電気事業者に遵守を求める規律の在り方や規律に違反した場合の措置の在り方について検討する。
- 一方で、小売電気事業者等の創意工夫を阻害することのないよう、例えば、蓄電池等のいわば「間接需要」に対する供給に係る電気事業法の位置付け等の整理の必要性についても検討する。

「小売電気事業者の量的な供給力（kWh）の確保」の目的

- 2022年に発生したロシアによるウクライナ侵略に伴う燃料価格の高騰など市場環境が厳しい局面では、スポット市場価格が高騰し、それに伴い小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に、意図しない契約解除や最終保障供給への移行（特別高圧・高圧分野）を強いるなど、負担や混乱が生じた。小売電気事業者の退出に伴う託送料金等の不払いも発生した。
- また、国際燃料価格の急騰等に伴う電気料金の急激な変動は国民経済に影響を与え、社会的に許容し難いことが明らかになった。
- 小売電気事業者がスポット市場において電気を調達する割合は、2022年頃も現在も総需要の3～4割程度の水準にある。スポット市場の取引量の拡大は電力システム改革の成果の1つであるが、スポット市場は燃料費の変動や電力需給の影響を受けやすい構造にあり、大きなリスク（地政学リスクや災害リスク）の発現に伴い、2022年のような社会的混乱が生じる可能性は否定できない。
- こうした点を踏まえて、「第7次エネルギー基本計画」では、電力の安定供給や需要家保護、料金水準の過度な変動抑制等の観点から、供給力をスポット市場等において短期的に調達することのリスクや燃料確保・電源投資への影響も踏まえ、「小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方とその遵守を促す仕組み」を検討することとされた。また、「電力システム改革の検証と今後の方向性」においても、量的な供給能力（kWh）の確保に関し、小売電気事業者に求める責任・役割やその遵守を促す規律を検討することとされた。
- 本WGにおいては、この点についての具体的な検討を行い、2022年のような社会的混乱の再発を回避するため、①需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給、②電力料金の急激な変動の抑制、を目的に、小売電気事業者に対し、スポット市場以外での量的な供給力（kWh）を一定割合確保することを求めることとする。
- この措置を導入することで、発電事業者にとっては小売電気事業者との契約に基づき、予見性を持って、あらかじめ電源の整備と燃料の確保を行いやすくなる効果も期待できる。

【参考】第7次エネルギー基本計画（抜粋）

V. 2040年に向けた政策の方向性

8. エネルギーシステム改革

(2) 脱炭素と安定供給を実現する持続的な電力システムの構築へ向けた取組

② 電力システムが直面する課題と対応方針

(ウ) 市場を通じた、安定的な価格での電力供給に向けた小売事業の環境整備

全面自由化以降、新電力のシェアは2割程度に到達し、電気事業を取り巻く環境変化や需要家のニーズ等に応じた様々な料金メニューやサービスが創出された。他方で、市場環境の厳しい局面では、**小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家が意図しない契約解除、特別高圧・高圧分野の最終保障供給への移行等が生じ、需要家に一定の負担や混乱が生じた。**また、**国際燃料価格の急騰等に伴う電気料金の急激な変動が国民経済に影響を与え、料金の大幅な変動は社会的に許容し難い状況**にあることが明らかになった。

これらを踏まえれば、小売電気事業者には、需要家に安定的な価格水準での電力供給を実現するとともに、脱炭素化等の需要家ニーズや社会的な環境変化に応え、電気事業者と需要家の架け橋となるサービス提供者となることが期待される。このため、**小売電気事業者が創意工夫を発揮できる競争環境の実現に向けた市場環境整備や、必要な規律の確保**に向けた制度整備を行う。

具体的には、**電力の安定供給や需要家保護、料金水準の過度な変動抑制等の観点から、小売電気事業者に安定的な事業実施を求めるための規律**や、海外の事例も参考に、**供給力をスポット市場等において短期的に調達することのリスクや燃料確保・電源投資への影響も踏まえた小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方とその遵守を促す仕組みを検討**する。併せて、事業者間の公平性にも留意しつつ、現物の長期取引等の相対取引や先物・先渡市場、ベースロード市場等の市場を含む取引制度の拡充・再整備、こうした市場環境の変化を踏まえた間接送電権の在り方の見直し等を検討する。また、価格変動リスクをヘッジする有力な手段の一つである電力先物取引の多くが外国法に基づく商品取引所であること等にも留意した対応の検討や、需要家や地域などが脱炭素電源へのアクセスを求める状況等も踏まえつつ、内外無差別などの卸取引に関するルールの在り方の検討も進める。

【参考】検証取りまとめ（抜粋）

6. 将来の電力システムを支える取引市場の全体像

（2）検証を踏まえ、今後整理していく電力システムに関する取引市場の全体像

② 量・価格両面で安定的な調達を可能とする中長期取引市場

小売電気事業者にとっては中長期的に量・価格両面で安定的な調達を行うことができる取引市場であり、発電事業者にとっては客観性の高い電力価格指標の形成を通じて収益の予見可能性向上に資する取引市場である。

電力システム改革が進められる中で、卸電力取引所のうち、スポット市場での取引は大きく拡大している一方で、上述のとおり、スポット市場価格は変動幅が大きく、客観性の高い電力価格指標として用いることは難しい。また、ベースロード市場・先渡市場での取引や相対取引を含め、中長期の電力取引を活性化させていく必要がある。旧一般電気事業者において内外無差別卸売も進められているが、各社の卸売条件を見比べることが困難であるなど、小売電気事業者にとって調達しにくいとの指摘もある。

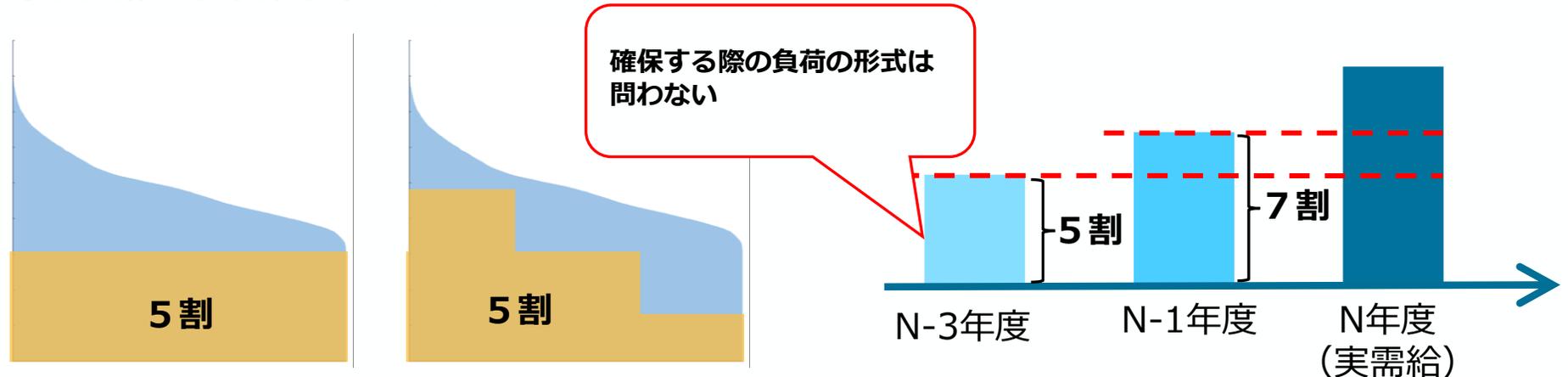
こうした現状を踏まえ、今般の検証を踏まえた対応として、「小売電気事業者が供給力の調達手段や電源調達のポートフォリオをより多様化することができるよう、事業者間の公平性にも留意しつつ、現物の長期取引を含めた相対取引やブローカー経由の取引等の活用、先物市場・先渡市場・ベースロード市場等の市場を含む取引制度の拡充・再整備に取り組む」とともに、こうした市場の整備を前提に「量的な供給能力（kWh）の確保に関し、小売電気事業者に求める責任・役割やその遵守を促す規律」について検討を深めていくこととしている。

これらの措置を合わせて実施していくことで、小売電気事業者が安定的な量と価格で調達するための電力取引を促す取引市場を構築し、客観性の高い電力価格指標の形成につながることが期待される。また、発電事業の観点からは、この市場を通じて中長期の電力取引が増加し、販売量の予見性が向上すること等により、燃料確保や設備投資等の予見性の向上にも資することが期待される。

量的な供給力の確保を求める時期及び量①

- 量的な供給力の確保を求める時期及び量は、より長期にわたって、より多くの量の確保を求めた方が期待される効果は大きくなると考えられるものの、小売電気事業者が料金水準や料金メニューを自由に設定し、これを需要家が選択可能な環境を維持することや、小売電気事業者に過大な負担が生じることを回避することも考慮した制度設計とする必要がある。
- こうした点を勘案し、確保を求める時期については、①容量市場が実需給年度（N年度）の4年前に取引を行っていることを一つのメルクマールとし、実需給年度の3年度前（N-3年度）に一定量の確保を求め、②3年度前から実需給年度までの間に小売電気事業者が段階的にkWhの確保量を増やし、実需給年度における安定・継続したkWhの供給を担保するため、実需給年度の1年度前（N-1年度）にも一定量の確保を求める、との2段階とすることを基本として、今後の検討を進める。
- 確保を求める量については、
 - ①スポット市場で取引されている量が、総需要量の3割を上回る程度であること、
 - ②2016年度～2023年度の各エリアの最低負荷需要が各エリアの総需要に占める割合の平均値が6割程度であり、いずれのエリアでも5割を割り込んだ実績がないことも勘案し、実需給の3年度前（N-3年度）に需要の5割、実需給の1年度前（N-1年度）に需要の7割に相当する量の供給力（kWh）の確保を基本として、今後の検討を進める。

<量的な供給力の確保のイメージ>



量的な供給力の確保を求める時期及び量②

- 電気事業法では全ての小売電気事業者に対して供給能力確保義務を課しており、量的な供給力の確保についても、全ての小売電気事業者に同様の強度で取組を求めるべきとの考え方がある。
- 他方、小規模な事業者に対しては一定の配慮が必要との意見もあったことを踏まえ、エネルギー供給構造高度化法における基準を参考に、販売電力量が5億kWhを下回る事業者（※）には、運用開始から一定の期間については、確保を求める量を軽減する措置を講ずることとした。

※なお、2023年度において販売電力量が5億kWhを下回る事業者の販売電力量の合計は、日本全体の総需要の3%程度。

- 具体的には、実需給の3年度前（N-3年度）に需要の2.5割、実需給の1年度前（N-1年度）に需要の5割に相当する量の確保を基本として、今後の検討を進める。
- ただし、量的な供給力の確保を求めるにあたっては、全ての小売電気事業者が、内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて、実需給の3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境が整っていることが大前提となる。このため、運用開始（現時点では、2030年度供給計画からの開始を想定）までの間に、継続的にこれらの取引状況を検証しつつ、必要があれば発電事業者の対応も含めて、追加的な対応の検討を行う。
- また、そうした対応を講じてもなお小売電気事業者において、実需給の3年度前や1年度前のkWh確保が難しい場合には、その要因を分析した上で、確保を求めるkWh量の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行う。

【量的な供給力の確保を求める時期及び量（案）】

	3年度前（N-3年度）	1年度前（N-1年度）
比較的規模の小さい事業者	想定需要の <u>2.5割</u>	想定需要の <u>5割</u>
その他の事業者	想定需要の <u>5割</u>	想定需要の <u>7割</u>

履行を促す手段

- 小売電気事業者に量的な供給力の確保を求めた上で、その履行を促すための手段について、【A案】「容量拠出金の追加徴収（経済的ディスインセンティブ）」と、【B案】「電気事業法に基づく指導・勧告（及び公表）」について比較検討を行った。
- 【A案】については、主に以下の利点と課題が考えられる。
 - 求められる確保量に未達であっても、容量拠出金の追加徴収額を支払えば、従前のビジネスモデルが継続可能となること、追加徴収額の変更により措置の強度を調整可能であること
 - 徴収対象や徴収額の考え方を固めた上でそれを前提としたシステム構築に一定期間を要すること、個別事情に配慮した柔軟な対応がB案に比べ難しいこと、容量拠出金制度が複雑化すること、措置の遵守が促されるような適切な水準に追加徴収額を設定する必要があること
- 【B案】については、主に以下の利点と課題が考えられる。
 - 各事業者の個別事情に配慮した柔軟な対応が可能であること
 - 指導・勧告の発動について行政側の裁量が大きく、発動の要件やビジネスモデルを阻害しない仕組みを明確化し事業者の予見性を高める必要があること、措置を遵守した事業者よりも遵守しない事業者が得をすることにならないよう適切な執行の強度が求められること
- 上記両案の考えを取り入れつつ、小売電気事業者の量的な供給力の確保状況も加味して、段階的に制度の見直しをすべきとの意見もあった。
- 本措置の運用開始時点において、小売電気事業者が中長期取引市場や相対取引をどの程度活用できるか不確実性が伴っている中で、運用当初から【A案】で未充足事業者に直ちに費用負担を求めることは、過度な措置になるリスクもあると考えられる。また、システム構築が間に合わない可能性がある。
- このため、運用開始当初は【B案】を履行担保措置とすることを基本として、さらに詳細の検討を進める。その際、課題として指摘された行政裁量の大きさなどを十分に意識しつつ、透明性の確保、公平性の担保、小売電気事業者の多様なビジネスモデルへの配慮などについて、継続的に審議会のご意見を伺いながら検討を進める。また、【A案】については、本措置の運用状況などを見極めつつ、その取扱いについて引き続き検討することとする。

確保を求める量的割合の算出の諸元となる需要の扱い

- 小売電気事業者に確保を求める量的割合の算出の諸元となる需要に関しては、「措置を意図的に逃れるために、需要をゆがめるようなことにならないよう留意して制度を設計する必要がある」とのご意見をいただき、小売電気事業者の実務的な負担、小売電気事業者間の公平性（需要の妥当性／適切性）の確保、確認にかかる行政コスト、などの観点から、
 - ①大まかな算定の考え方を資源エネルギー庁や電力広域的運営推進機関が示した上で、各事業者が**実需給年度の需要の想定値を算定**する方法、
 - ②**直近の販売実績を基にする**方法、という2つのアプローチのいずれが適切かをご議論いただいた。
- これまでの議論では、恣意性を排除する観点や行政の確認コストを勘案すると、直近の販売実績を基にする方法（②）が適切との意見が多数であった。他方、②を採用した場合に、競争環境次第では、販売実績と、実需給年度の販売量との間で、大きなずれが生じる可能性も否定できないため、需要減少時の過剰調達や需要増加時の調達未達に対応した何らかの手当ての検討が必要ではないか、といった意見もあった。
- このため、量的割合を算出する際の諸元となる需要は、販売実績を基にすることを基本として今後の検討を進める。一方で、恣意性を排除しつつ、過剰調達・過小調達の懸念に対応した手当てを引き続き検討する。

複数事業者による共同でのkWhの調達

- 小売電気事業者の中には、需要バランシンググループ（BG）に入り、電源調達をBG親に委託しているケースも存在している。こうした実態を踏まえ、確保を求める量を充足しているかどうかを、BGのような形態を含めて共同で評価することも認めることとする。
- 具体的には、共同で調達を行う複数の小売電気事業者の合算した需要に対して、求められるkWhを確保できていれば、共同調達を行っている小売電気事業者は一体として、量的な供給力を充足していると評価することとする。
- 今後は、共同で調達している実態や共同での履行状況の確認の手法、二重計上の排除、といった技術的な詳細について、BGの運用実態などを確認した上で、検討を深めていくこととする。

複数事業者による共同調達について（N-3年度前水準の評価イメージ）

<各小売事業者個別の調達量で履行を評価>



<複数事業者の共同調達量で履行を評価>

対象需要 : 100億 + 30億 + 4億 = 134億
必要な確保量 : 50億 + 15億 + 1億 = 66億
共同調達量 : 80.5億
⇒3社共同で履行達成できれば、C社も含めて履行と評価



供給力の負荷形式（再エネの評価）

- 確保を求める供給力は、その負荷形式を問わないとして議論を進めてきたが、再エネ電源で確保したkWhは対象に含まれるのか、という点に関し事業者からの問い合わせが多数あったため、改めて明確化を行った。
- 再エネ電源を供給力の主力として調達している小売電気事業者が現在も一定数存在している実態や、今後も再エネを主力電源として拡大していく政策の方向性、現在の供給計画でも、kWhに関しては各電源とも調整係数等に乗じることなく、調達見込み量の算定・報告を求めていることとの整合性から、**確保を求めるkWhとして、電源の種別は再エネ電源を含め問わないこととする。**
- なお、電気事業者ではない再エネ事業者は供給計画の提出義務がない。また、供給計画においては小規模な電気取引については複数契約をまとめて記載することが可能になっている。このようなケースにおいて、小売電気事業者の調達見込み量の妥当性をどのように確認するのかといった**実務的な論点について、今後、その詳細を検討していく。**

電力先物の取扱い

- 電力先物を量的な供給力確保の手法として認めるかという論点については、電力先物は、現物の調達を伴わない金融商品であり、それ自体を供給力として評価することは難しく、また、電気事業者以外も電力先物を取り扱う中で、現物としてみなせるものをどのように確認するのかといった課題も存在する。他方、小売電気事業者が創意工夫を凝らして電力先物を現物取引と組み合わせた調達を行うことで、一定の自由度のもとで、需要家に供給する電力の価格を安定させることができるという効果を有するとの側面もある。
- このため、量的な供給力確保は現物での確保を基本とするものの、電力先物をどのように取り扱うかについては、引き続き検討する。

今後の進め方

- 現時点では2028年度に中長期取引市場での取引開始を想定しており、その状況を踏まえた上で、**2029年度中に提出される2030年度供給計画から、本措置の運用を開始（量的な供給力確保の状況について確認を開始）**することを想定している。
- **当面は、2026年度秋頃までに、小売電気事業者の量的な供給力の確保状況を正確に把握するため、供給計画の様式について所要の改正を行う。**
- 並行して、小売電気事業者の量的な供給力の確保実態の詳細、ビジネスモデルの実態、先物取引や共同調達の実態など、**実務上の論点を具体化していくために必要な情報について、ヒアリングやアンケートを通じて、確認・検証を進め、各論点の詳細の具体化を図る。**また、**検討の進捗状況は、適切な審議会の場において報告し、議論をいただくこととする。**

<制度の運用開始に向けたスケジュール（案）>

2026年秋頃 供給計画の様式改正案を確定

→ 2028年度供給計画（2027年度に提出）から新様式を適用

2028年 中長期取引市場での取引開始

2029年 2030年度供給計画の策定時より、量的な供給力確保の状況について確認開始

※2032年度供給分について5割（2.5割）、2030年度供給分について7割（5割）の達成状況を確認

第4回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（令和7年8月8日）資料4 一部抜粋